

役職名	氏名	勤務所及び職名
評議員	陸 勤	県教育庁保健体育課主幹
"	村岡房之助	県教育庁県北教育事務所長
"	松川 昭三	県教育庁県南教育事務所長
"	二瓶 義喜	県教育庁会津教育事務所長
"	渡辺 多吉	県教育庁相双教育事務所長
"	飯島 護	県立福島高等学校長
"	藤田 茂	棚倉中学校長
"	小坂 金夫	福島市立清水小学校長
"	小林 正四	県立郡山商業高等学校教諭
"	金田 幸也	県立相馬女子高等学校教諭
"	佐々木正昭	県立保原高等学校教諭
"	大森 孝	県立福島高等学校事務長
"	中山 恒雄	福島市立岳陽中学校主査
"	河野 善市	県教職員組合伊達支部書記長
"	平島 精一	県教職員組合安達支部書記長
"	星 六郎	県教職員組合郡山支部書記長
"	杉本 邦明	川谷小学校教諭
"	阿部 博	県教職員組合岩瀬支部書記長
"	佐久間 寛	三春中学校教諭

役職名	氏名	勤務所及び職名
評議員	太田 宏	石川小学校教諭
"	大野 寅雄	埴中学校教諭
"	長田 徳之	会津若松第四中学校教諭
"	赤沼 守也	喜多方第一中学校教諭
"	斎藤 史郎	会津坂下第二中学校教諭
"	小野 盛義	田島中学校教諭
"	山口 剛	小名浜第一中学校教諭
"	石沢二三彦	県教職員組合双葉支部書記長
"	岡田 博忠	原町第一中学校教諭

第3節 退職給付

昭和56年度の教職員等に対する退職給付の執行状況は、次のとおりである。

1 恩 給

(1) 恩給の支給及び受給者の管理

支給人員及び支給額は、次のとおりである。

学校種別	普通恩給		扶助料		退隠料		遺族扶助料		計	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
小学校	1,012	1,422,811	725	654,529	28	25,824	8	3,916	1,773	2,107,080
中学校	283	509,663	210	219,455	19	16,716	6	2,668	518	748,502
高等学校	—	—	—	—	6	11,261	5	2,447	11	13,708
盲・ろう学校	2	2,555	5	5,394	1	442	0	0	8	8,391
教育庁・その他	32	32,462	37	25,881	2	1,128	2	1,075	73	60,546
計	1,329	1,967,491	977	905,259	56	55,371	21	10,106	2,383	2,938,227

恩給等の裁定を受けた者及び死亡その他の事由で、恩給等の受給権を失った者は、次のとおりである。

恩給種別	裁定	失権
普通恩給	0件	68件
扶助料	48	54
退隠料	0	2
遺族扶助料	2	0
計	50	124

(2) 恩給年額等の改正

恩給法等の一部を改正する法律(昭和56年法律第36号)が、昭和56年5月6日公布された。

その主な内容は、次のとおりである。

① 恩給年額の増額

昭和55年度における国家公務員給与の改善を基礎として、恩給年額の計算の基礎となる仮定俸給年額が4.2%プラス5,300円引き上げられた。ただし、その引上額は188,400円を限度とし、77号俸以上にあつては、さらに所要の調整が行われた。

② その他の主な改正

- ア 普通恩給及び普通扶助料の最低保障額の増額
- イ 扶養加給の増額

2 退職手当

(1) 退職手当の裁定及び支給額

昭和56年度における退職手当の裁定及び支給額は、次のとおりである。